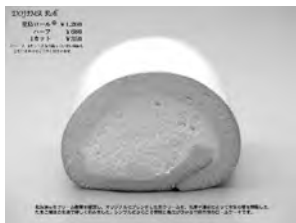


知らなきゃ恥かく 判例の常識(41)

モンシュシュ事件

【平成22年(ワ)第4461号 商標権侵害差止等請求事件】



「堂島ロール」



原告登録商標

※ 株式会社モンシュシュ(被告)のサイトより転載

原告が商標権者であること、被告が洋菓子を製造、販売し、被告標章が登録商標に類似する、とするのが妥当だと考えるところから、商標権侵害を構成することは免れない(裁判所同旨)。

本件で、着目すべき点は、被告店舗名(社名)としての「モンシュシュ」と被告主力商品「堂島ロール」の認知度である。「堂島ロール」そのものの認知度は京浜地区で82.2%、大阪・京都・兵庫(神戸市除く)で96.0%と高いのに対し、「モンシュシュ」が堂島ロールを製造販売する会社であると認識したのは、それぞれ、46.2%、56.7%と、半数程度であり、洋菓子に比較的關係が高いといえる需要者層においてさえ、被告店舗名として一律に被告(堂島ロール製造、販売者)を想起させるほどの知名度を有していないため、被告標章の使用は商標権侵害を免れないと認定された。

一方、損害額については、原告が、『本件商標の使用を中断することによって、ピアンクールの売上げが減少した事実は認められないし、本件商標の認知度は低い。したがって、本件商標権のバレンタイン用チョココレートの売上げに対する寄与は大きいとはいえず、その顧客吸引力も高いとはいえない。』こと、『被告の売上げについては、平成18年度から平成20年度までは、堂島ロールの知名度が大きく寄与しており、平成21年度以降も、堂島ロールの製造販売元である菓子店としての、固有の顧客吸引力が寄与していたといえる。』とし、『被告商品は、原告商品とは異なり、洋菓子全般であって、通年販売されていたものであるから、需要者が被告商品を購入する場合、被告各標章がその購買動機の形成に寄与することは、それほど多くないと考えられる。』として、大幅な減額にした上で損害賠償を認めた。

詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



食品の包み込み成形方法事件

【H23.6.23 知財高裁 平成22(ネ)第10089号
特許権侵害差止等請求控訴事件】

本件は、パン生地等の外皮材によって餡等の内材を確実に包み込み成形することができる被告装置を用いた食品の包み込み成形方法(被告方法)、および被告装置における「ノズル部材」が、いずれも本件発明の「押し込み部材」に当たらないから、構成要件を充足せず、非侵害であるとした原審判決に対し、知財高裁にて争われた事案である。

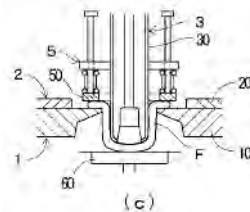
地裁では、被告装置の「ノズル部材4」は、生地に深く進入せず生地に当接する程度であり、むしろ内材の吐出圧によって生地を椀状に形成するのであって、本件発明の押し込み部材のように、押し込み部材の押し込み圧によって生地を椀状に形成するものではないため、技術的範囲に含まれないと判示されていた。

知財高裁では、椀状とは「成形品の高さと同程度の深さ」というほど深いものである必要はなく、その後内材の配置及び封着ができるものであれば足り、浅いか深いかを問わないものといえることができる。」として、生地にノズル部材の先端形状に沿った窪みを形成して内材を供給する被告装置の「ノズル部材4」は、本件発明の「押し込み部材」に該当すると判断し、被告方法1が本件発明1の技術的範囲に含まれるとした。

そして、被告装置1は、ノズル部材が1mm以下に下降できない状態で納品されていたものの、「ノズル部材が窪みを形成することがないように下降しないようにストッパーを設け、そのストッパーの位置を変更したり、ストッパーを取り外すことやノズル部材を交換することが物理的にも不可能になっているなど、本件発明1を実施しない機能のみを使用し続けながら、本件発明1を実施する機能は全く使用しないという使用形態を、被告装置1の経済的、商業的又は実用的な使用形態として認めることはできない。」として、特許法101条4号所定の「その方法の使用にのみ用いる物」に当たるとして、間接侵害を認めた。

また、押し込み部材の下降はなくシャッター片及び載置部材を上昇させる被告方法2は、本件発明1の構成と均等なものであるとして技術的範囲に含まれると認めた上で、被告方法2を実現する被告装置2は、「その方法の使用にのみ用いる物」であるとして、間接侵害を認めた。

このように、本件では地裁の判断が完全に覆され、被告装置1及び2の間接侵害が認められた。特に、均等論を介して被告装置2の間接侵害が認められている点で興味深い。



詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

